

2020年5月

新型コロナウイルス感染症により
影響を受けられましたご契約者の皆さまへ

アクア少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたご契約者の皆さまに、全国一律で下記の通り【特別措置】を実施しております。この度特別措置の適用期間を2020年9月30日まで延長させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

記

【特別措置】

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた(※)ご契約者さまを対象に火災保険の更新保険料のお支払いを一定期間猶予させていただきます。

<対象となるご契約>

2020年3月13日から2020年9月30日までに更新契約保険料払込期限が到来する契約が対象となります。

この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までご連絡下さい。

(※)ご契約者さまが新型コロナウイルスに感染したといった直接的な影響だけでなく、感染疑義(感染者との濃厚接触)に伴い自宅待機される場合、感染防止を目的として代理店との対面をご希望されない場合、代理店が休業や業務縮小、対面での募集を自粛している場合などにより、通常の手続きが困難となるような間接的な影響を受けられた場合を含みます。

≪弊社担当窓口≫

お客さま相談窓口：0120-282-595

受付時間：9:00~17:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

以上